

石岡市災害時語学ボランティア制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石岡市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置される災害時において、外国籍市民等を円滑に支援するために設置する石岡市災害時語学ボランティア（以下、「語学ボランティア」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(申込資格)

第2条 語学ボランティアへの登録ができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 18歳以上の者（高校生を除く。）
- (2) 日本語を母語とする者は日本語以外の言語で、日本語以外を母語とする者は日本語で、日常生活に困らない会話ができる程度の語学力を有する者
- (3) 外国籍の者にあつては、在留資格を有すること。

(外国語の種類)

第3条 外国語の種類は特に定めず、同一人が複数の外国語で登録しても差し支えないこととする。

(ボランティア活動)

第4条 語学ボランティアは、災害対策基本法（平成27年法律第66号）に基づき設置される災害対策本部の要請に応じ、その指示に従い活動するものとする。

2 語学ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 市が設置する相談窓口において、外国籍市民等からの相談及び問い合わせに対する翻訳、通訳等を行う。
- (2) 避難所等での翻訳、通訳等を行う。
- (3) 外国籍市民等の安否等被災状況を把握し、その結果を災害対策本部に設置される情報収集班に通報する。
- (4) 広報車及び防災無線等により外国語放送を行い、外国籍市民等に対し、避難誘導その他必要な支援を行う。
- (5) その他関係団体等からの依頼に基づく翻訳、通訳等を行う。
- (6) 市が実施する研修等に参加する。

3 前項の規定にかかわらず、語学ボランティアは、外国籍市民等に対し付き添い等による個別の支援を行わない。

(語学ボランティア登録)

第5条 語学ボランティアになろうとする者(以下「申込者」という。)は、石岡市災害時語学ボランティア登録申込書(様式第1号)により、市長に語学ボランティアの登録を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、語学ボランティアとして適当と認めたときは、石岡市災害時語学ボランティア登録台帳(様式第2号)に登録し、当該申込者に石岡市災害時語学ボランティア登録証(様式第3号)を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 語学ボランティアは、登録内容に変更が生じたときは、石岡市災害時語学ボランティア登録事項変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条 語学ボランティアは、登録を辞退しようとするときは、石岡市災害時語学ボランティア登録辞退届(様式第5号)を市長に提出するとともに、石岡市災害時語学ボランティア登録証(様式第3号)を返却しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、語学ボランティアから前項に掲げる届出があった場合又は語学ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、語学ボランティアの登録を抹消するものとする。

- (1) 連絡不可能となったとき。
- (2) 語学ボランティアとしてふさわしくない行為等を行ったと認められるとき。

(活動状況の報告)

第9条 市長は、語学ボランティアに対し、活動状況の報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第10条 語学ボランティアは、第4条第2項各号に規定する活動において事故等不測の事態が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 語学ボランティアは、ボランティア活動によって知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。語学ボランティアを退いた後も同様とする。

(費用負担)

第12条 第4条第2項各号(第6号を除く。)に規定する活動に要する交通費(現物支給を含む。)については、第16条の委任規定により定める。

(報償)

第13条 語学ボランティアの報償は、無償とする。

(損害補償)

第14条 語学ボランティアの活動中の事故については、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の範囲内で補償する。

2 語学ボランティアは、活動中に事故等が発生した場合には、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(他組織との協力)

第15条 この要綱の実施に関しては、石岡市国際交流団体連絡協議会及び市の関係各課と協力しながら進めるものとする。

(委任規定)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。